

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和2年9月15日（火） 13時30分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・ オンラインによる日本語教育の取組を実施します
- ・ 「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を設置します

### 質疑事項

- ・ いじめ訴訟の和解について
- ・ 修学旅行について
- ・ 定例会の議題（懲戒処分の指針の一部改正について）と報告題（ハラスメントの防止等に関する基本方針等の作成について）について

### 発表項目

#### ○オンラインによる日本語教育の取組を実施します

まず、私のほうから、本日2点ございます。

1点目が、オンラインによる日本語教育の取組を実施するというものです。

本年5月1日現在で、三重県の公立小中学校で、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は2,147人で、使用言語は27言語でございます。平成30年度の調査ですけれども、いわゆる在籍率は1.44%で、三重県が都道府県別では一番高いということになっています。居住する地域につきましても、さまざまな地域に広がっております。ですので、県教育委員会の施策としては、外国人児童生徒巡回相談員というのを14名配置していきまして、言語別にはその括弧に書いてあるとおりですけれども、各学校に派遣して支援を行っております。それ以外の部分で、集住している市町においては、初期日本語指導教室などをそれぞれの市町で実施したり、人数の多い小中学校では、教員を加配して教育を行っているところです。こうした中で、外国人児童生徒を支援するための新たな取組として、主に外国人児童生徒の少ない地域の小中学校を対象に、オンラインでの日本語教育の取組を実施するというものです。

概要ですけれども、日本語教育専門家によるオンラインの日本語教育を実施することなんですが、実施は委託をしまして、NPO法人青少年自立援助センターというのがございます。そこが運営するNICOプロジェクト、「にほんご」と「こども」の「ニコ」ということですが、NICOプロジェクトというところがございまして、そこに委託して、子どもたちは、それぞれ在籍する学校のパソコンルームや特別教室にいて、インターネット環境のパソコンを通じて、どこからでも日本語の授業を受けることができるというものです。これは単に動画を一方的に視聴するだけではなくて、双方向型で指導者と子どもた

ちが会話をしながら進めることができるというものです。ですので、教室で受ける日本語教育と同様の形式の授業を受講できるということになります。

受講コースは4つございまして、プレクラス、ブリッジクラス、ジャンプクラス、プレックラスということで、それぞれの段階に応じたコースがあります。

受講期間については、長いもので20日間、短いもので8日間、それぞれ1日5時間なり4時間の学ぶ時間数となっております。

裏面ですけれども、対象となる児童生徒は、今申し上げました外国人児童生徒が少ない地域の小中学校で日本語指導を必要とする外国人児童生徒で、本年度20人程度を想定しております。現状としては、伊勢市と名張市で受講に向けた手続きを進めております。授業風景のご取材ということがあれば、ぜひ小中学校教育課までご一報いただければと思います。

### ○「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を設置します

それから2点目ですけれども、小中学校におけるICT教育の推進連絡会議を設置するというものです。

来年度から、全ての小中学校で1人1台の端末などが備えられるICT環境の整備がなされます。この機会をとらえて、全ての子どもたちの学びの質が高まるように、県教育委員会と市町教育委員会で、情報共有、意見交換、それらをふまえた具体的な取組の実施を目的として、小中学校におけるICT教育の推進連絡会議を新たに設置するというものです。構成員は29市町全ての教育委員会事務局のICT教育担当課と、県教育委員会のほうは小中学校教育課を中心に、教育総務課、学力向上推進プロジェクトチーム、研修推進課でございます。

そこで協議する内容としては、1点目は、子どもたちの学びの質向上のためのICTの効果的な利活用方法、授業での実践、家庭での学習、それから学習内容の定着状況の把握などです。新しい学習指導要領に基づく学びが進められますので、そこで求められる力を全ての子どもたちが確実に身につけられるように、この臨時休業期間中のオンライン教育の経験もふまえて、各市町が抱えている課題を情報共有した上で、対応策について協議をしております。具体的には、授業で効果的に指導する指導案、教材などを共有できる仕組みづくり、授業の場面で、例えば、導入、展開、まとめなど、それぞれ授業に場面があるわけですが、その場面でどうやって端末を活用すると効果的な学習になるのかといったことなどを協議いたします。

2点目が、教職員の実践力向上の取組ということで、全ての教職員が必要なスキルを習得できるように、教員研修を企画実施するということと、校内での研修、教職員間の情報共有ができるような支援策についても協議をしております。

今月下旬に第1回を、オンラインになると思いますけれども開催をして、月1回程度、年内は開催をして、12月中には一定の議論を取りまとめまして、その後も県市町の意見交換、あるいは情報共有の場として継続させていくつもりです。このことによって、来年4月から

整備される学習端末を活用した学び、その質の向上を図りたいと思っております。

私からは以上です。

### 発表項目に関する質疑

#### ○オンラインによる日本語教育の取組を実施します

(質) 在籍率というのは(どのように計算しているのか)。

(答) 三重県内の小中学校の外国籍も含む児童生徒数を分母にして、分子は日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数ということになります。

(質) 単なる外国籍の子どもではなく、もっと狭めた数字ということになるんですか。

(答) 分子はそうですね。

(質) 「日本語指導が必要な」というのはどういう程度の子どもたちのことを指しているのでしょうか。

(答 小中学校教育課長) それは学校での判断になるんですけども、通常の授業を受けていくために日本語力が不足している子どもたちです。文部科学省でも日本語指導が必要な児童生徒数は調査をしまして、具体的には各学校での判断になります。

(質) 単なる全児童生徒数と外国籍の子どもにすると全国1位にはならないのですか。

(答) 外国籍の子どもの中で当然日本語ができる子どもがいますので。その数字は今持っていないんですが。

(質) この数字はとにかく日本語の指導が必要というふうに判断された子どもたちの在籍率ということですね。

(答) そうです。

(質) 今現在、2,147人いらっしゃるって、国籍の簡単な内訳ってわかりますか。

(答) 国籍ではなく言語でいいですか。

(質) 言語ですね。はい。

(答) ポルトガル語が45.7%、スペイン語が19%、タガログ語が12.7%、あとビザイヤ語、中国語と続くんですけども、この5言語で9割を占めています。

(質) オンライン教育のスタートはいつ頃を考えられていますか。

(答) 名張市は9月28日からを予定しております。それから伊勢市は時期などを調整中です。9月下旬から10月上旬にスタートする予定です。

(質) 伊勢と名張は外国人児童生徒が少ない地域ということですか。

(答) 特に多いのが、三重県ですと、桑名、いなべ、四日市、鈴鹿、亀山、津、松阪、伊賀に集住してまして、そこで全体の95.2%になります。名張市や伊勢市も一定の人数がいるんですけども、そこまで集住していないという状況です。

(質) オンラインの授業を受ける方たちは、通常の授業とは外れて、別教室とかでオンライン授業を受けるということですか。

(答) そうです。

(質) N I C Oプロジェクトはどこの団体になるんですか。県内ですか。

(答) これは東京です。

#### ○「小中学校における I C T教育推進連絡会議」を設置します

(質) 今現在の I C T教育の各市町の実況はどうなのでしょう。

(答) 国のG I G Aスクールというのがございますけれども、コロナウイルス対応の関係で、文科省でも昨年度末に補正予算が組まれて、従来よりも I C Tのハードの環境整備が前倒しできる予算措置がなされて、今現在、県内 29 市町で今年度中に小中学校の子どもたち 1 人 1 台の端末を整備するというので、その調達をされているところです。令和 3 年 4 月からの環境整備に向けて、これまでも I C Tを活用した教育は進められているんですけども、今申し上げたような形で、来年 4 月から全ての子どもたちが授業で使える端末を全体的に整備しているという状況です。

(質) わかりました。コロナの関係で整備が前倒しになったのは、全国的な流れということですか。

(答) そうです。それを整備するのに必要な予算措置が国のほうでもされて、それを活用させていただいて、準備をしているところです。

#### ○オンラインによる日本語教育の取組を実施します

(質) 名張市と伊勢市以外に対象となる地域はあるんですか。

(答) 地域はもちろんあるんですけども、今日の時点で具体的に、日程的に進めているのがこの 2 つということで、これからさらに受講される地域なり学校を調整していくということです。

(質) 桑名、いなべ、四日市、鈴鹿など、先ほど挙げられた自治体以外のところは全て対象になるということでしょうか。

(答 小中学校教育課長) どこでも対象にはなるんですが、特に巡回相談員が行きにくいような外国人児童生徒が少ない地域、そういったところに優先的に取り組んでいただきたいと思っております。ただ、どこでも対象になります。

(質) 桑名とかいなべでも受けようと思えば受けられるということですか。

(答 小中学校教育課長) はい、そうです。

(質) 伊勢市と名張市は何人ぐらい見込んでいるんですか。

(答) 今、明確になっているのはそれぞれ 1 人ずつです。

(質) 前提として、今まで伊勢や名張みたいに外国人児童生徒が少ない地域というのは、日本語教育自体受ける機会がないような状態なのか、相談員の方が回数は少ないながら行かれているのか。

(答) 受ける機会がないということはないと思うんですけども、おっしゃったように巡回相談員が市町教育委員会の要請に応じて巡回もさせていただいていますし、各学校にも、

非常勤になるかもわかりませんが、配置もさせていただいているんですけども、ただ、もっと集住している市町教育委員会のような学校外での学ぶ場が少なかったりする状況がございますので、今回特にそういったところで、さらに外国人の日本語指導が必要な生徒たちが日本語を学ぶ機会を、提供させていただきたいという思いでさせていただいております。

(質) オンラインでやることに、コロナの対策という政策目的は入っているのでしょうか。

(答) もともとNICOプロジェクトは、コロナの前から東京でオンラインでされているというところがございますので、とりわけコロナなのでオンラインでさせていただくということではございません。

(質) 時間帯はいつやるのでしょうか。

(答 小中学校教育課長) コースによって時間割が組まれています、通常の学校の授業の時間帯です。午前9時から夕方4時ごろまで。

(質) そうすると、これを受ける方たちは、通常の授業を受けずにこれを受けると。

(答 小中学校教育課長) そうです。集中的に日本語指導を行います。

(質) これは単発の今年度限定の取組なんですか、それとも来年度以降も進める予定はあるんですか。

(答) 今年度初めて取り組むんですけども、効果とかを見て、そういった地域でいろんな子どもたちが日本語を学ぶというのは大切ですので、できれば続けていきたいなという思いはございます。

(質) 伊勢と名張は決まっています、他にも来る可能性はあるということですね。

(答) そうです。

(質) 対象となる児童生徒は20人程度を想定とあるんですが、これは何ですか。

(答) 受けられる授業のコマ数であるとか、委託する予算の範囲とかもございますので、まず今年度20名程度ということ。

(質) それくらいしかできないんですか。

(答) 希望状況を見ながら、もっとニーズがさらにあるということであれば、どんな対応ができるかというのは、考えさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは20名を募集させていただきたいと思っております。

(質) 名張で何人、伊勢で何人なんですか。

(答) 今日の時点では名張、伊勢、それぞれ1人ずつです。他のところでもいろんな話はさせていただいているんですけども。

(質) 全国的にはどうなんですか。

(答) 都道府県単位でこうやってするのは初めてなんですけれども、これまで、東京の清瀬市が委託したり、滋賀県は国際協会がありまして、そこが委託しているというところはございます。

(質) 何が初めてと言われましたか。

- (答) 都道府県教育委員会単位でやるのが初めてです。
- (質) これは国のお金は出ているんですか。
- (答 小中学校教育課長) 出ていません。県単独です。
- (質) 何がきっかけでこれがスタートしているんですか。何かあったんですか。
- (答) そもそも三重県の日本語指導が必要な外国人の子どもたちが多いということが、もともとベースにずっとございます。それで出入国管理法も改正されて、多くの外国人が、今コロナの状況がありますけれども、増える状況と、県内に分散というのと、言語が多言語化しているということがございますので、これまでの、今申し上げたような巡回指導員とか、集住している市町における初期日本語指導教室とか、多い学校への加配ということだけでは、十分対応しきれないというところがございますので、そういったところはオンラインで補ってさせていただきたいというのがきっかけです。
- (質) 委託先の「Y S C グローバルスクール N I C O プロジェクト」というのは分かりにくいので、「青少年自立援助センターに委託」ではまずいんでしょうか。
- (答) そうですね、N I C O プロジェクトはオンラインの授業のようなものですので、「N P O 法人青少年自立援助センターに委託」ということで結構でございます。
- (質) N I C O プロジェクトは、日本語を教えるにあたって、どういった言語でも対応できる状態なのでしょうか。
- (答 小中学校教育課長) そうです。やさしい日本語で分かりやすく指導するというものですので、逆に言うと、生徒側の言語は何にでも対応しています。
- (質) これは当初予算に入れていたんですか。
- (答 小中学校教育課長) はい。
- (質) 予算はいくらですか。
- (答 小中学校教育課長) 76 万円です。
- (質) そんな安くできるんですか。
- (答 小中学校教育課長) はい。

## その他の項目に関する質疑

### ○いじめ訴訟の和解について

- (質) 県内の県立高校の中でいじめがあったということを今回県が認定されて、謝罪される方針だと。議案が明後日の県議会に出るということですが、あらためて今後の対応方針を教えてください。その方針を決められた理由について教えてください。
- (答) 今回、17 日に和解の議案を提出させていただきます。もともと県立学校の事案でございまして、県立学校でいじめの重大事態として認定をして、第三者の方に入っていて、調査委員会を立ち上げて調査をいたしました。その後、保護者なり相手方が訴えを提起されたということで、まず学校の中でそういうことが起こって、保護者の方が訴訟にまで至っているということは、十分に気持ちに寄り添えなかったことがあると思って、そ

の部分について重く受け止めておりますし、登校できなくなった部分もありますので、十分な高校生活を送ることができなかったこともあろうかと思っておりますので、その部分については大変申し訳なく思っております。訴訟におきまして、裁判所から和解のお話がありました。内容を教育委員会として十分精査をさせていただいて、17日に上程させていただく和解の内容の議案として、その内容で対応させていただきたいということで議案を出させていただくものです。教育委員会としては、こうした中で、こうした事案が二度と起こらないように県内の県立学校の校長に対して、実際に県内で発生したいじめの具体事例を示しながら、子どもたちの思いに寄り添い、いじめ防止対策推進法、いじめ防止条例に則った対応をしっかりとやっていくことを徹底させていただいているところです。引き続き、いじめ防止にはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

(質) 結構長く裁判をされていましたが、今回和解に方向転換した大きな理由はありますか。

(答) 和解の内容については、裁判所から何度か提案を受けました。私どもとしては、相手の方が訴訟に至ってしまったことは、非常に重いことだと思いますし、一方で、相手の方にも区切りをつけていただいて、次のステップへということであれば、我々もできる限り区切りをつけたいという思いもございまして、今回和解の内容を十分我々も考えさせていただいて、17日に提案させていただく和解内容の議案でさせていただきたいという思いで今に至ったということでございます。

(質) 重大事態に認定したことで、何か再調査をするということにはならないのですか。

(答) 今回の案件につきましては、相手の方が再調査というよりも、訴訟という形での対応という意思がおありだったということで、今再調査ということではないと思っております。

(質) この裁判で終わりということですか。

(答) そうですね。

(質) 裁判所から和解勧告というのは、いつ出ていたか分かりますか。

(答) 子ども安全対策監) 7月30日です。

(質) 今年のですか。

(答) 子ども安全対策監) はい。

(質) 和解内容ですが、ここで言える範囲で教えていただけますか。

(答) 平成27年度の出来事の中に、いじめ防止対策推進法に定義されるいじめに該当する事実があったこと。それから、その事実を引き続き発生した平成28年度の出来事、特にSNS上でのいじめの中に、重大事態に該当する事実が起こったことを認めるというのが1点です。学校として、今申し上げた事態に対し一定の対応をしてきた。しかしながら、被告の三重県が一連の事態が学校場で起こってしまったことについて謝罪する。被告の三重県は、今後いじめ防止対策推進法に則った指導を行っていくことを約束する。原告は、平成27年度の出来事について、関係生徒に対する損害賠償請求権を放棄する。スポーツ振興センターの部分は、免除する趣旨ではないということもついているんですけれども。あといくつかありますが、こういった和解条項に定めるもののほか、何らの債権債

務がないことを相互に確認する。原告と被告は、本訴訟が終了したことを合意するという旨のものです。

(質) わかりました。実際、訴訟の中では損害賠償を求められたと思うんですけども、それについては和解金の発生はないということですか。

(答) ないということです。

(質) いじめの認定なんですけれども、年度が違う平成 27 年の出来事とそれに派生する SNS、両方に関してのいじめを認定するということも含んでいるのですか。

(答) そうですね。27 年度の出来事の中にいじめがあったということと、それに派生する というか、それに因果関係があるということではなくて、(注) 事実として引き続いて発生した 28 年度のいじめの中に、重大事態に相当するものがあるということです。それを双方が確認させていただいたということです。

(質) 原告側としては、平成 27 年の出来事に学校としての対応が適切でなかったということをお訴えされていたかと思うんですけども、それについても県は認めて謝罪をするという形になりますか。

(答) 向こうの生徒さん、それから保護者の方の受け止めということでございます。一方で、学校なり教育委員会としてもそうですけれども、27 年度 1 年生のときに、いろいろな友達とのやり取りのなかに、言葉のやり取りとか態度のとり方において、お互い納得がいかないような場面があったということがございましたので、それで学校を欠席するということになりましたので、一定保護者の方とも当時相談させていただきながら、原告の方が登校できるということを最大の目標にして、当時 1 年生の関係者の関係修復に注力してきたところなんですけれども、そこの対応が、いじめとしてしっかり認定しなかったことから、2 年生の、別のいじめですけれども、SNS でのいじめに至ったというのが相手方の大きな主張でございました。今回の和解内容については、先ほども申し上げましたけれども、1 年生の出来事の中にいじめ防止対策推進法に相当するいじめがあったこと、それに引き続いて 2 年生で重大事態に相当するいじめがあったということを双方が確認させていただいたということです。

(注) 原告と県の双方で確認した和解の内容は、「平成 27 年度の出来事の中に、いじめ防止対策推進法に定義される「いじめ」に該当する事実があったこと、同事実に引き続いて発生した、平成 28 年度の出来事の中に、同法に定義される「重大事態」に該当する事実が起こったことを認める」ということであり、下線部の箇所については、双方で確認したものではありません。

この旨、会見録に下線部を引き、注釈を追記します。

(令和 2 年 10 月 15 日)



## ○修学旅行について

(質) 修学旅行の取りまとめというのはまだまとまらないですか、小中学校の。

(答 小中学校教育課長) 先週初めで調査をかけていまして、今取りまとめ中ですので、今週中にはお出しできるかなと思います。できるだけ早く。

(質) 水、木、金のいずれか。明日は(どうか)。

(答 小中学校教育課長) 作業状況によりますが。

(質) 今週中には何らかのものが出るということなんですね。県立高校は出るんですか。

(答) 県立高校は、この前も少し申し上げたところがあるんですけども、検討中というところもありまして、中には、例えば県内に決めたとか、あるいは場所を変更したとか、期日を変更したというところはあるんですけども、ただ、変更しながらもその部分をもう一度検討しているというところもあって、日々動いているという状況があります。

(質) そっちはちょっとまとめづらいという状況があるということですか。

(答) 例えば夏季休業のように、こういうふうに決めましたということになっていないので、ちょっとまとめてお出ししにくいというか、まとめきれないところがあるんですけども。

(質) 出るのは小中学校ということですか。

(答 小中学校教育課長) 今週中には。

## ○定例会の議題(懲戒処分の指針の一部改正について)と報告題(ハラスメントの防止等に関する基本方針等の作成について)について

(質) 懲戒処分の指針の一部改正についてなんですけれども、今回あらためてパワーハラと児童生徒に対する非違行為の関係を、項目として付け加えた経緯を教えてください。

(答) まず、懲戒処分の指針ということで、これは非違行為があったときの処分をするときの標準になりますので、非常に重要な部分なんですけれども、1点はおっしゃっていた児童生徒へのわいせつ行為ということで、原則免職ということを明確にするために規定を変更しております。これまでは児童生徒という取り出しではなくて、児童生徒以外の方々も含めたわいせつ行為の中に置いておりましたので、処分の量定としては、「免職または停職等」となっていたのを、児童生徒に対するわいせつ行為は免職という形にさせていただきました。それから、パワーハラスメントの部分については、パワーハラスメントを防止する指針はかねてからあったんですけども、今回この懲戒処分の指針のなかにパワーハラスメントの処分の量定を加えさせていただいて、それは民間もそうですけれども、法律においてもパワーハラスメント(の防止)に具体的に取り組むということもございましたし、国の人事院のほうでも、そうした状況をふまえた改正がなされるということもあって、それもふまえて改正をさせていただきました。

(質) 改正案のところに体罰の記載もあると思うんですけども、体罰の何が新しくなったんですか。

(答) 体罰は変わっていません。

(答 教職員課長) 体罰は同じです。体罰は別のところからそこへ引っ張ってきたというだけで内容的には同じです。

以上、14時06分終了